

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5005A	5005001			z17001	環境省	温泉水法第2条、第13条	温泉水法第2条に規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(同法第13条第1項)。	c	-	温泉法における「温泉」の定義とは、地中から湧出する温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摄氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいう。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を想定しており、貴重性にある「濃縮温泉水」のように温泉水の成分を人為的に蒸発させるなどの製造が行われたものについては本法に定める温泉には含まれない旨は、既に回答済みである。 なお、要望中タンクローリーによる輸送行為についても、人為的な性状変更が認められるとの指摘があるが、タンクローリーによる輸送行為は、タンク内部の状態等により温泉成分の変化が認められる場合もあると考えられるが、温泉資源そのものを加工しているわけではなく、温泉資源が自然状態に存在する形態の範囲内でその成分が変化しているに過ぎない。 温泉法13条第1項の趣旨は、源泉から湧出した自然物である「温泉」については、人体に有害なものを含有しているものもあることから、公共の浴用等に供する場合に許可にからしめ、もって国民の生命・身体を安全を図ることにある。加工を加えた入浴剤類似の製品であると考えられる濃縮温泉その他の温泉を材料としている製品に関しては、製品の表示や公衆浴場での利用について、他法律等によって規定され、安全性については担保されているとされており、あえて温泉法における規制の対象(規制強化)とする必要はないと考えている。		要望者からの再意見を踏まえ、再度御検討願います。 1 正しく加工されたいわゆる「濃縮温泉」は、制度にある都道府県知事の温泉利用許可が現在には受けられない。 2 この度の回答も要望に対する回答とは全く異なる。 3 正しく加工されたいわゆる「濃縮温泉」を製造するにあたり、水蒸発させる濃縮加工のみで何ら添加剤も含まない、温泉利用許可を受けている加水温泉(加水量地にも規定がない)、加温、複数井戸混合泉が何ら規制がないままに「濃縮温泉」は温泉利用許可と認められるべきである。 4 温泉利用許可をされている「濃縮温泉」、「タンクローリー」による温泉の再利用の制度目録、タンク設置については、温泉法の規定にないにも拘わらず「温泉法に基づく温泉」としての扱い、正しく加工されている「濃縮温泉」は、温泉利用許可対象と認められるべきである。 5 温泉の産地の温泉は、温泉法に基づく温泉とされているが、その実態は余にも大差がありすぎる。ある公的機関が運営する公衆浴場の実態は、毎分1リットルの分湯を受けて浴槽の水量が少なくなる程度で温泉法に基づく温泉の利用許可を受けているが、これらにならぬ温泉ではない。 6 温泉法・公衆浴場法を環境省と厚生労働省が使い分けており、使い分けをしないようにして、適正に加工されているいわゆる「濃縮温泉」に対して温泉法に基づく温泉と同等に扱ってほしい。 7 法の下に万人は平等であることを強く要望します。	株式会社 ヒロ	1	A	適正で正確な倍率に濃縮され、水で希釈すれば元の温泉成分に戻るいわゆる「濃縮温泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に取り扱ってほしい。	1 各所に湧出する天然温泉水を現地若しくは濃縮加工工場において、濃縮加工し、浴用および化粧用に供し、温泉療法等行なうための浴用温泉水水としてコンパクトにし、輸送コストを下げ、求められる温泉地の温泉を全国各地から客先に届け〇〇温泉として使用する。 2 要望事項が実現した場合は、適正な管理体制の基にこだわりを持った正しい「濃縮温泉水」を加工し、湧出する天然温泉に限りなく近い「濃縮温泉水」とする。	1 原状の温泉地の温泉は、温泉法に基づく温泉とされているが、その実態は余にも大差がありすぎる。ほんの1例ではあるが、ある温泉地においての公的機関の温泉施設の実態は、分湯量が毎分15リットルであるにも拘わらず施設の浴槽総容量が50トンを超えているが、堂々と温泉法に基づく温泉利用許可を受けて営業している。 2 このような場合、温泉成分の性状の変更はないとされているが、「濃縮温泉水」は環境省の検証も求めないまま性状の変更が大きいとしている。	温泉法 公衆浴場法	1 環境省は、『濃縮温泉水』に関して「製造」と称し、且つ性状の変更が大きいとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 2 環境省は、極度の加水、温泉水の再利用については性状の変更がないとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 3 環境省は、複数の温泉井戸の温泉水を混合しても性状の変更はないとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 4 全国の温泉実態と現行の温泉法による温泉利用許可について適正であるか否かお示しいただきたい、	
5021A	5021001			z17002	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条	廃棄物を取り扱う場合は、リサイクルについても、廃棄物処理法に則り行う必要がある。	c	-	使用済の空気清浄器が産業廃棄物に該当する場合にあっては、ご要望の行為は廃棄物の処理とみなされ、廃棄物処理業の許可が必要となることである。	以下要望者再意見を踏まえて、再検討された。 「一年間に廃棄される自動車用空気清浄器は、何万個あるのか正確な数は判りませんが、自動車用の移動型空気清浄器は、ゴムと鉄、それを濾過紙を多量の接着剤でくっつけて出来ています。これを濾過紙の部分だけが使用不能となつたというだけで、空気清浄器そのものを丸ごと廃棄し、処理するのは本当に資源の無駄遣いであり、環境に負荷をかけていることとなります。最近では、あるNHKまでもが、3R(reduce, reuse, recycle)の大切さをスポンジ放送で訴えているくらいです。使用済となり廃棄された空気清浄器を再生するという事は、廃棄する部分が次第に少なくなる、再使用なので新しく用いる素材が少なくて済む。(reduce) 使える部分を有効活用することで環境負荷が少なくなる。(reuse)再使用の為に取り除いた外周部の金属部分は、ペットボトル等のリサイクルと違って、安価で簡単に再生できる。(recycle) 当要望は、貴の財を正に利用するものです。資源循環、つまり廃棄物を資源に戻して利用するよりも、製品のままと繰り返し使用する再使用の方が環境や資源に好ましいものになると思います。選択的資金が足り、全国的にそれだけの規模があれば、貴省の一次回答にも対応できるかも知れませんが、当方は資金も組織もない個人です。産業廃棄物処理業の許可は到底、取得できるものではありません。 動は東京を空気清浄器製造で認めて頂ければそれを確に組織を作り、資金を集めて全国展開していく計画も出ています。 この事業を起すことで、この業界に「環境意識」が高まり、それが他の自動車部品業界にも波及していくものと考えています。ご検討の程、どうか宜しくお願い致します。」		池本勝彦	1	A	使用済空気清浄器の収集、運搬、処分規制の撤廃	産業廃棄物処理業の許可を受けていないでも産業廃棄物として処理されている使用済の自動車用空気清浄器を回収して、再利用再使用することを可能とする。	使用済の空気清浄器を再生し、資源の有効活用と、ゴミの減量を目指す。 具体的には、全国の自動車ディーラーや自動車整備業者等によって廃棄されている使用済空気清浄器は、殆ど全てが濾過紙部分の目詰まりのために使用不能となつて廃棄されている。 これら廃棄された使用済の空気清浄器を回収して、濾過紙の部分を取り除き、その部分を新しい濾過紙に交換したり、濾過の機能をもつ別の素材に取り替えたりして、廃棄物を再生し、環境保全に役立てる。	自動車用空気清浄器は、取替部品として一定期間、あるいは一定の距離を走行しているうちに徐々に汚れがひどくなって、使用不能となり交換するようになっている。交換して使用済みとなった空気清浄器は、廃棄物として処理される。この廃棄された空気清浄器を回収して再生し、再利用、再使用することは、資源の有効活用及びゴミの減量につながる。 更に、濾過と同時に空気を改質させる機能を併せ持つ素材を濾過紙を取り除いた部分に取り付けることで、その空気清浄器を通過する空気が改質される。その結果、気筒内での燃焼効率が向上するため、燃費が良くなったり、排気ガスがきれいになり二酸化炭素の排出も低減する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第1条 再生資源の利用の促進に関する法律 第1条	
5022A	5022001			z17003	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		環境省においては、既に平成14年7月より売掛債担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除について実施済み	d	-	平成13年12月17日付中小企業庁からの依頼により対処済み			社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達は阻害している。			
5025B	5025001			z17004	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等	廃棄物の処理について、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理が行われている。	c	-	御要望の内容が、廃棄物処理法上のいかなる規制についていかなる措置を求めているのか必ずしも明らかではないが、一般に、廃棄物はごんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有しており、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置く必要がある。 したがって、一般廃棄物である焼却灰の処分を行う以上は、これらの基準を満たす必要があり、規制を緩和することは適当でない。 なお、御要望の内容の③については、地方公共団体が実施する事業の実施に係る要望であると見受けられるため、当省はお答えする立場にはないものと考えられる。		株式会社 シンギン	1	B	一般廃棄物焼却灰を無害安定固化して骨材に再生する	①最終処分場に埋立てられる一般廃棄物焼却灰を中間処理施設で薬剤により無害安定固化して骨材に再生することを要望する。 ②無害化処理された焼却灰の養生保管場所として自然の窪地または峽間或いは荒地等の平坦地を利用することに對して規制を設けないことを要望する。 ③自治体が所管する一般廃棄物焼却灰の再生骨材を市町村管轄工事に使用することを要望する。	①焼却灰の無害化処理は中間処理施設で焼却灰と薬剤を適量配合し水を付加して十分に混練しモルタル固化して型枠容器に充填し養生固化する。但し、養生初期は雨に濡れると泥状化するため型枠容器には移動用テントで覆う必要がある。 ②無害安定固化剤は平成9年度の環境庁の廃棄物最終処分新技術評価調査報告書による「重金属類を含む有害廃棄物の無害化処理に関する技術」で審査評価された「焼却灰の無害安定固化堆積法」の薬剤を使用する。 ③骨材の必要強度は薬剤の配合量の多寡により調整できるが、焼却灰を最終処分場に埋立てる現行処分費以内で実施できることから、破砕だけの低コストで出荷でき将来的にも骨材コストが高騰することなく安定した供給ができる。	①骨材の大半は天然の岩盤或いは河川石を破砕して生産するのが現状である。しかしながら、自然環境の保護などで天然骨材は減少の傾向にあり将来的には枯渇する時代も想定しなければならぬ。そうした時代を予測すれば焼却灰再生骨材は貴重な資源であり大量の備蓄が必要となる。 ②再生骨材は埋戻し材或いは路床材等の基準強度を満たし、天然骨材に比較して見掛比重が小さいため地盤の弱い地域での埋戻し材或いは路床材等には沈下を防ぐなど適応性が高い。 ③焼却灰の再生は最終処分場の環境負荷削減に寄与し処分場の延命策ともなる。 ④焼却灰骨材の生産コストは、焼却灰を最終処分場に埋立てる現行処分費以内で実施できることから、破砕だけの低コストで出荷でき将来的にも骨材コストが高騰することなく安定した供給ができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律令(昭和46年政令第300号)	具体的事業の実施内容別紙 ①焼却灰再生骨材の製造プロセス図②焼却灰骨材の成分計量試験表	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5025A	5025002			z17005	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等	廃棄物の処理について、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理が行われている。	c	-	御要望の内容が、廃棄物処理法上のいかなる規制についていかなる措置を求めているのか必ずしも明らかでないが、一般に、廃棄物はごんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有しており、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。したがって、一般廃棄物である焼却灰の処分を行う以上は、これらの基準を満たす必要があり、規制を緩和することは適当でない。		-	株式会社 シンギシャ	2	A	一般廃棄物焼却灰を無害化処理して処分する焼却灰専用処分場の建設	(1)処分場の環境負荷削減による環境保全向上のため一般廃棄物焼却灰を無害化処理して処分場に埋立てる方法において、無害安定固化薬剤と焼却灰を適量配合し水を付加して混練りモルタル状にして処分場に輸送充填する。モルタルは薬剤の凝結固化特性により処分場に充填すると短時間で固化自立するために地盤との連動性は、従来の管理型最終処分場の連動型に比べて格段に高い。焼却灰の環境保全型処分場の建設を要望する。(2)無害化処理された焼却灰モルタルは雨水を防ぐ仮設テントに覆われた型枠容器内に充填され短時間で凝結固化自立するため、管理型最終処分場の遮断壁とは異なる形態のコンクリートは樹脂程度の厚板で構成された型枠容器を配列してとしモルタルを順次充填しながら養生固化が完了するまで処分場の天面に移動式仮設テントで覆い雨水を避ける措置を取ることから汚水の発生は皆無である。また、地震等で亀裂が生じても固化物が破壊されても重金屬イオンの溶出がないため水処理装置は不要となる焼却灰専用の処分場建設を要望する。(3)用地の有効性のためには埋め立て完了跡地を更に活用するため地上から一定の高さまで露出した形態の処分場となることを要望する。	(1)一般廃棄物焼却灰は中間処理施設で無害安定固化薬剤により無害化処理されモルタル状となって処分場に輸送充填されると短時間で凝結が始まり固化自立する。無害安定固化剤は平成9年環境庁による「廃棄物最終処分新技術評価調査報告書」による「重金屬等を含む有害廃棄物を無害化処理に関する技術」で審査評価された「焼却灰の無害安定固化堆積法」の薬剤を使用する。(2)焼却灰専用処分場の遮断壁は、現管理型処分場と異なり合成樹脂シート又は合成ゴムシート等によるものでなく、木材又は樹脂板等による簡単な構造となるために経済性の高い処分場となる。但し、処分場は雨水を防ぐためのテントが必要となることからテントの大きさに制約を受けた型枠容器を複数配列して、モルタル充填・養生固化したらテントの移動に移るほうほうを繰り返しながら用地全面を埋め尽くす形態の処分場となる。埋立て完了跡地はがガスの発生はなく沈下恐れもない安定した地盤となるために、直ちに有効な土地として利用できる。	(1)近年、管理型最終処分場の残量が逼迫しているにも拘らず新規処分場の建設が思うように進まない要因として、管理型最終処分場の環境負荷が増大し環境保全が保たれなくなる傾向を住民は危惧する。新規処分場の建設に理解を示さないのが現実である。課題を解決するためには重金屬含有の一般廃棄物焼却灰を無害化して処分場に埋立てることが目に見える形での住民対策となる。(2)無害化処理は処理費が現在の処分費に上乗せされる事を排出者は危惧する。焼却灰専用処分場の初期投資が小額であり、処分場の形態が簡素化構造であること、更に、水処理装置及び管理費が不要なことなどから現行処分費以内で無害化処理処分まで実施できることが挙げられる。(3)埋め立ての観点からすれば、年間200万トンを以上排出される重金屬含有焼却灰は有機廃棄物と異なり生物分解もなく水処理装置では完全に回収されない分は長期に亘って濃度を高め水質保全に問題を残す、専用処分場の在り方は事後の対策でなく事前の問題を解決するための選択である。(4)埋立て完了跡地は有害ガスの発生はなく沈下もないことから現管理型最終処分場のように数十年も放置しておく必要はなく直ちに利用することができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年政令第300号)	①「焼却灰」無害化処理処分のプロセス図
5028A	5028001			z17006	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の10第3項	許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第5項に規定する先行許可による許可証を申請の際に用いることによつて、規則第9条の2第2項第9号から第14号までの書類を省略することができることとされているところである。なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて、先行許可証の活用について、その積極的活用を都道府県等あてに通知し、担当者会議等でも適宜周知しているところ。	d	-	許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第5項に規定する先行許可による許可証を申請の際に用いることによつて、規則第9条の2第2項第9号から第14号までの書類を省略することができることとされているところである。なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて、先行許可証の活用について、その積極的活用を都道府県等あてに通知し、担当者会議等でも適宜周知しているところ。	大手企業に限らず、役員全ての住民票の添付を求めることはそれぞれの市役所での申請となり、過大な事務コストである。当該事務コストに見合うだけの効果があれば、その効果を示していただきたい。尚、住民票でなくても、住所等を申請書類に記載することで対応できるのではないか。以下要望者再意見も踏まえて再検討されたい。「許可申請手続きは、初回の申請時が煩雑で、申請者に大きな負担となっている。このため登記事項証明書や役員の住民票は少なくとも削減してもらいたいとの要望に対して、環境省の回答は、以前与えた許可証を用いることで提出書類を省略することができるというもの。したがって、初回の申請手続きの簡素化にはつながらない。又住民票は個人情報であり、添付書類として提出を求めるべきではないとの要望に対して、回答がなされていない。」		日本製紙連合会	1	A	産業廃棄物の運搬業に係る許可申請手続きの簡素化	産業廃棄物は事業者自身の中間処理施設で中間処理を行った上で、最終処分されているが、一事業所の中間処理施設に、同一企業の近隣事業所で発生した産業廃棄物を持ち込み、中間処理するには、運搬に当たり「積み込み場所(排出事業者の所在地)」と「降ろす場所(中間処理施設)」の、両方の行政への細かい許可申請が必要である。例えば、直前3年分の「貸借対照表」「損益計算書」「法人税納税証明書」「定款」「登記簿謄本」その他、役員全員の住民票の写し等の添付が義務付けられている。このうち少なくとも役員の変更に係る変更手続きに要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減すべきである。	大手製紙会社の役員は10~20名にも達し、全国各地の工場所在地の道府県に居住している場合も多い。このため役員の変動がある度に、全役員の変動を揃えることは申請業者にとって負担が大きい。また役員の変動は個人情報でもあり、対象から外し、極力添付書類の提出は最小限に限るべきである。	産業廃棄物処理法第14条1項、15条2項		
5041A	5041018			z17007	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条	一般廃棄物の収集運搬を業として行うためには、市町村長の許可が必要とされている。	c	-	一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えるかどうかは、処理責任を有する市町村が当該廃棄物の排出抑制・リサイクルを含めた適正処理による生活環境保全との関係や市町村の一般廃棄物処理計画に照らし適切かどうかという観点から決すべきものとして、市町村に委ねられているところであるから、食品廃棄物の再生利用目的であっても、これを不要とすることは適当でない。	外食チェーンや大手コンビニエンスストアから排出される食品廃棄物リサイクル対策を独自で推進しているところであるが、当該食品廃棄物は一般廃棄物に該当し、回収する際には、一般廃棄物の収集運搬の許可が必要になる。しかしながら、外食チェーン等は、全国にフランチャイズ店を抱えており、各市町村から許可を得ることは、非常に困難な状況である。したがって、広域的に事業展開している事業者が、広域的に食品廃棄物を回収し、リサイクルする場合において、何らかの措置が必要であると考えられるが如何か。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	18	A	一般産業廃棄物収集運搬の行政区割りの許可に関する事項。	再利用目的の収集運搬に限り、現状よりも広範囲(県内全域など)の収集運搬を許可してほしい。	大手コンビニエンスストアなどでは現在、賞味期限切れの弁当、惣菜などを可燃ごみとして処理している。これらを行政区域を越えて経済的に成り立つ範囲で収集運搬し、畜産飼料として再利用する。トレーサビリティの確保された賞味期限切れ食品を食べた健康な畜産物が加工され、再び店舗に並ぶ循環型社会の形成に役立つ事が出来る。	例えば、賞味期限切れの弁当などの食品廃棄物を飼料として再利用しようとしても行政エリアを出て収集運搬できないのが現状である。廃棄物の多くは都市部から出るが、畜産業者の多くは郊外に有る。このギャップを解決する事が出来ればごみは減り、畜産業者も質の高い肉を市場に出す事が出来る。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条	
5041A	5041054			z17008	環境省	-	-	e	-	どの物質についての環境規制が問題となっているのか、具体的に御教示いただくとともに、該当法令の条項を御教示いただきたい。		-	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	54	A	コンビニート内の環境規制に係わる排出規制の緩和	コンビニート内の排出源毎に排出基準を遵守することが求められているが、設備の増改築の制約要因となる恐れがある。	コンビニート全体に対する環境規制とする。	コンビニート全体としての外部に対する環境負荷をより合理的に規制することが可能となるとともに、コンビニートの最適化増築が可能となり、環境に配慮しつつ生産活動の効率アップを図ることができる。	都市計画法	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5064A	5064002			z17013	環境省	○大気汚染防止法第19条第1項 ○自動車排気ガスの量の許容限度(告示)	排ガス規制強化の方針については中央環境審議会で審議した後、答申された内容を踏まえて告示等の改正作業を実施している。	e	-	中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第8次答申)」において平成21年からの新しい許容限度目標値(ポスト新長期規制)について提言された。また、挑戦目標値も同答申において提言され、平成20年頃に技術検証を行い、大都市地域を中心とした大気環境の改善状況、局地汚染対策などによる環境改善の可能性、CO2低減対策との関係性を考慮しつつ必要に応じて定めるとされているところであり、今後中央環境審議会において審議されることから「挑戦目標値」を規制値として定めることは時期尚早である。	以下要望者意見を踏まえて、再検討されたい。 「平成18年11月22日に開催された中央環境審議会大気環境部会自動車排気ガス小委員会において、『今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について(検討素案)』(以下「検討素案」という。)が示された。 検討素案では、「単体対策による窒素酸化物及び粒子状物質の削減効果が最も高いことに鑑み」、①「自動車製作者は、新長期規制よりも一層排出ガスレベルを低減させるとともに、平成21年規制適合車についてもできる限り前倒して市場に投入できるよう努めるべき」、②「国、地方公共団体は、…自動車製作者の開発努力を後押しすること、」が示されている。 検討素案で示された主旨からも、自動車製作者による排出ガスレベルがより低い自動車の早期開発を促すために、挑戦目標値を早期に規制値として定められたい。」	東京都	2	A	自動車排出ガスに係る新車対策	新車対策の実施	ポスト新長期規制の実施に当たり、「挑戦目標」と位置づけている窒素酸化物の目標値を早急に規制値として定めること。 (ポスト新長期規制:中央環境審議会第8次答申により、平成21年に予定されているディーゼル自動車排気ガス規制)	首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 については、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善を図ることを目的に要望する。	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ○大気汚染防止法		